

# 田中稔稲作顕彰会表彰規程

制定 昭和56年10月 8日

最終改正 平成24年 5月18日

- 第1条 本会は本県稲作農業等の発展に顕著な業績をあげた個人及び団体をこの規程に基づき選考表彰する。
- 第2条 表彰は年1回実施する。
- 第3条 表彰者の選定は選考委員会において候補者を選び、役員会に推薦し、役員会の合意によって決定する。  
選考委員会は稲作関係各界の中から会長がこれを委嘱する。
- 第4条 選考委員が表彰候補者を推薦する場合は要旨を抄録した業績書を作成し、指定した期日までに提出するものとする。
- 第5条 役員会において、適当と認める表彰者を得がたい場合は、その表彰を見合わせる。
- 第6条 受賞者には、受賞ロゴマークの使用を許可する。ただし、商品パッケージ、値札、また個別商品の陳列棚等に表示することは禁止する。その他、利用規程については、別に定める。
- 第7条 受賞者に「田中稔賞」をおとしめるような行為、あるいは受賞者としてふさわしくない行為があった場合、役員会は受賞履歴を抹消することができる。